

4月6日(4日目)

1. 開議並に散会時刻(午前10時～午後2時55分)

2. 応招議員は次のとおりである。

1番 伊保 清安	2番 天久 盛雄
3番 石川 真六	4番 瘦名 喜庸仁
5番 宮里 敏行	6番 瑞ヶ 賢朝村
7番 比嘉 盛栄	8番 又吉 正弘
9番 棚原 憲信	10番 稲嶺 正康
11番 安火 憲盛信	12番 大川 昇
13番 知名 朝司	14番 崎間 正篤
15番 仲村 春仁	16番 武島 行男
17番 佐喜 真弘	18番 比嘉 義定
19番 官城 盛昌	20番 伊佐 徳次郎
21番 仲村 盛光	22番 古波 蔵清次郎

3. 不応招議員は次のとおりである。
なし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は次のとおりである。
なし。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長 島袋全一	助役 沢 岷安一
収入役 奥 里特俊	総務課長 吳 屋好永
財政課長 伴 村春信	住民課長代理 知 念一夫
念一夫	民生課長 当 山全喜
経済課長 伊 佐友誠	観光課長 古 波 蔵 信三
商計課長 島 村善幸	土木課長 島 袋善信
水道課長 国 吉真義	消防団長 大 城 仁幸

7. 議会事務局職員の出席は次のとおりである。

事務局長 宮 城 光 雄
書記 島 袋 真 由

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 議案第3号 1967年度宜野湾市土地
地区画整理事業 第2地区特
別会計入才出 決算認定
について。

日程第2. 議案第6号 1967年度宜野湾市土
地区画整理事業 第2地区特
別会計入才出 追加更正
予算 ¹⁵ _{は市道認定について}

日程第3. 議案第9号 宜野湾市公設市場
使用料徴収条例の一部を改
正する条例 について。

日程第4. 議案第1号 1966年度宜野湾市一般
会計入才出 決算認定 につ
いて。

日程第5. 議案第2号 1966年度宜野湾市上

水道特別会計採出決算認
定に於て。
日程第6議案第16号、監査委員選任同意
に於て。

議長 出席16名 欠席6名であります。市
所村自治法の第53条によりまして
議会は成立いたしております。よつ
て只今より、本日の会議を開きます。
(午前10時1分)

議長 暫休憩いたします。(午前10時3分)

議長 再開 いたします。(午前10時10分)
日程第一議案第3号 1966年度宜野
湾市土地区画整理事業地区
特別会計歳入歳出決算認定につ
いては先の本会議で経工常任委
員会の方に付託しておりましたが報
告書が参っております。本報告書を
一応事務局長をして朗読させます。

議長 暫休憩いたします。(午前10時10分)

議長 再開 いたします。(午前10時15分)

議長 経工常任委員長の報告を求めます。

議長 只今10番議員が出席されました。

経工委員長 御報告申し上げます。と前に誤字の
修正が1字ありますので、御訂正お
かいたかと思ひます。付帯意見の
方の歳入が2つなっております。下の方は

歳出の方でございましてので 御訂正
おねがいいたします。

只今事務局の方から読み上げられ
ましたような経過通りでございま
すが、我々の審査の過程におきま
して付帯意見にあるようでござい
ますか 結論から申し上げますと認
定すべきものであると その理由で
決算の場合にかいた「適正妥当と
いう言葉を使っておりますが この
場合 妥当という言葉がぬけてお
ります。 その点はゆれゆれの審査
の過程におきまして中にはあります
ように超勤命令課にはなくて超
勤してあるとか あるいは一般職員
と特別会計の職員がございませ
んか どの場合の特別会計の仕事
をした場合には給料は一般会計から
出して超勤の手当の方から特別
会計から出されておると あるいは
市のフルが一般会計のフルが
同じ特別会計のフルと同等に働
いて1時間づつ引かれておると引
いて計算されているというふうなことが
ございまして、これは独自採算と
いうたてまえから当然、この同じ
ような率で計算されて市の負担と
いう面をやるべきではないかという
面であとの政府との補助との

問題も出てくる。と思いますがどうい
 うな操作の方でやっておくという
 ことで今度は特別会計という面で
 充分なる配慮の上に特別会計の
 独立採算という面を注意しておく
 という意味で内容に相当の疑
 問がございまして数字的には適
 正であるが、ある程度の妥当性は
 欠けておるといふことが結論にな
 っております。その他は一応報告
 書に基づきまして皆さんの質疑に
 対応したいと思っております。

議長 本案に対する質疑を許します。

16番 才出についでこの説明の中で時間外
 勤務という言葉、それから才出が
 かような時であったかというふう
 になっておられますか。才出がかよ
 うな時であったかということ、結局
 は何ですか、この時の状態とい
 うのは最初から最後までやはりど
 う言った普通の状態ではなかった
 という意味ですか。

議長 暫休憩いたします。(午前10時30分)

議長 再開いたします。(午前10時30分)

16巻 どれがやはり付帯意見の3番で
すね。評価委員会というのがぜんぜん
開かれてなかったということでありま
すけれども、その評価委員会のいわゆ
る必要性について何故開かれな
かったのか。

経工課長 これは先ほども中にもありますように
土地区画整理施行規程にも評価
委員会を設置して16条の方に従来
の土地を換地についてはという
あれで評価委員会は設置してある
ということになっておりますか。この件に
つきまして どうして開かれなかつた
かということについていいますが、当時
は評価基準もなく、として単独で
市単独でやられたと、評価委員の
任命が。去年の10月頃しか任命し
てないと、去年またそれが活動
してないという状態で我々の審査
の過程でも厄介その件、設しまして
丁度昨日開かれる予定だというこ
とであります。第1回これを第1回
です。この件につきまして昨日開
かれたかどうか。また確認
はしてありませんか。これはあ
ゆる面の評価につきまして評価
委員会を設定して適正なる評
価を設けてとして、早めにという

換地の評価補償の評価を出して適正なる評価額を決めればある程度スムーズに行きよったのではないかと
いうことでこの件におきましてなうと当初の計画が墓地11件、それに建物が24件という計画で当初予算にくまれている訳であります。これが施行された分は墓において24件、建物において2件というような補償を出しておくと評価をされて出しておくとこれ自体が当局だけでやられて施行されている状態で、どういふ訳でどうなったかということ、聞きますと整地に差し使えなかつたとか、あるいはこの評価の基準がなかつたというふうなことで、当局としては24件、墓において24件、建物において2件の執行をやっているような状態であります。確定の評価基準がなくそれで、それまたまておつたと、あとでこの追加更正の場合にもその面を出しておりますが、結局政府にも本市にもどういふ評価基準がなく、それを那覇市のものを基準にして、政府と調整の上でたいの成案はできておると、議会までは必ず出すか、かというふうなことで、また、そのまてなつてない。

つまり 当局の今まで どうして 評価を早くして どういうこの 置き退くものがあるかは物件があるとはとんどん どういうものから処理して区画整理はかかるべきであるのではいかと いうことになっておりますが とれは 充分知っておるんだが 施行できなかつた というような状態であります。

16番 評価委員会 そのものは 構成されたが 予算を勿論 あり として どういった当然 評価をして その 物件の 置き退きを やめなく ちゃん かない もの も その 委員会 そのものが いわゆる 評価の 基準が 設定 されて ない ために 直接 できた 委員会 も また さず に 当局 自体 の 独自 をもって 全部 処理 された という こと で ございますね。

経工費 ところで ござります。 とれも 規程 に は 規定 化 されて おりますが、 実際 任命 した のが 去年 の 10月 ころ だ という こと で、 この 決算 の 時期 に は 任命 されて ない こと だ という こと だ 。

16番 今後 いわゆる 評価 委員会 の あり 方 について とこ へ 辺 は 経工 委員会 として どういう ふう な 見解 を 持 っておりますか。

経費

これは追加更正の場合にも出て来る問題でございますが、丁度 9月ごろ任命致しまして、我々当該年度の予算の執行状況を調査しました所、どれも一文も支出されてないという状況でありますので、どういふ面、で追求しまして、どういふことか、かたか、わかりませんか、昨日、そのあつて、やりますということでありませうか、きのうおとしく開くという予定だったと思ひますか、開かれたか、どうかはわかりませんが、これは評価基準がなく、政府にきんどうです、それでこれを那覇市のものを基準に致しまして、それが今度政府と調整して、たいたい成案ができた、しかしこれは評価委員が出来ても案自体が議会の承認をえなければできないか、どうするかと言つた、次の議会までには必ず作つて出しますということでございます。

16番

それいゝあ、すでに評価された所の建物、墓地の基、これはどういった基準案もたにもなくして処理されたということであるか、今後、その基準が制定されて然る

うちにこの現在すでに評価されたものと今後評価されるものとの差異が出た場合、とさかへんをどう調整するのか。

経工委員

その点におきまして本委員会としても相当つっ込んでまた訳であります。たゞはかり時に出した夕件の墓を基準に致しましてあの当時の率よりずっと物価も土加って14年またたけにどういう状態があるかと頑張ればあとは沢山も分るんじゃないかという印象を与えてはこすると同じ地域において同一の条件で評価したければいかんということになります。それで前に妥協したものはどうなるかということもきいたかこれはもう解決済みかということ。一札にも今後一斉の補償を要求しませんと、そんなことではやりませんという一札も入っておる訳です。そうなった場合に結果的には協力して早く妥協したいものは安くとってあるいは頑張った者が、多くとるといような結果になりませんかということ強く要望しまして、その点がないうちに今後は注意する。ということ。ごさいます。

この問題はただ単に初地区だけの問題でなくして今後ともこういったような物件補償が必ず出ると思っているのです。どこかへんからしていわゆる「おねとくと」おねれば得をするんだと、協力をしたのが馬鹿を見るといったような事態が出ないかどうか。どこかへんの問題であります。

経工録

今度、今度政府とも調整の上で評価基準というのを作りまして、議会の承認を得てそれを執行したいとどうなれば「ある程度、年々物価の上昇において労務賃金とか、こういうものの値上りの一部は変動はあっても自主的に大体バウンスを取れるような評価の方法になるか」ということでおっしゃいます。

16番

只聞きたいのはですね。こういった評価基準が出来て今後には査定するのと既に終えたものとの価格もはつきり出ないようになっておるのかどうか。問題はそこだと思ふんです。

経工録

それは相当額の開きがあるようではあります。また「はつきり数学的に我々も今後存続する問題であります」

て、本年において59基のたいたい
 予算化更正でやっておることであり
 ますが、その件についていちいちこの
 墓がいくさどこの耳か"いくさど
 うことを聞いた場合にさするの
 で大体の平均額をお出しした場
 合にはあんまり誤差はないまうで
 ありますが、しかし、内容的にはまだ
 充分なる比較検討はされておしま
 せんりて内容においてはわかてお
 りません。

16番 どうしますと、そこに相当の差が
 出るということになれば先ほど
 私が申し上げましたようにこの、
 いわゆる協力した着は損を、さぬた
 着はさぬっかつくとということにな
 るんだが果してこれでいいか
 どうか。

経工銀 どの点につきましては充分当局に
 対してそういう事がないように注
 意を払っております。

16番 その処置については当局はどう
 答えておられますか。

経工銀 充分検討してやるということ
 でございます。あの今度の場合にどの

当時は評価基準がなくてですね。だいたいあのあそこちの基準を確たる基準はないんたが、しかし、大体の基準はとておると、あれであります。しかし今後の問題としては評価基準ができればとこれに準じてやると、しかし前との比較 どういうことで我々は早く協力して退いた方々に損を与える処置は充分考えるようにということを申しております。

議長 暫休憩いたします。(午前10時36分)

議長 再開いたします。(午前10時49分)

12番 付帯意見の一番について職員給料費の3分の1が時間外勤務手当に費いせられたというふうになっております。そこで時間外勤務というものは緊急、あるいは非常の時間にはどうしても間に合わない場合に行うものが普通の状態であります。こゝもところでございませう。そこでお聞きしたいのは委員会が、当局からいろいろお聞きになったかろうと思っておりますが、その時間外勤務についてどういうような所に特に時間外勤務がなされておるか、御説明をお願いします。

経費

これはお米地区の特別会計でござります。特にお米地区は事業を主体とする場所です。その為には、事業を推進する為には、例えは一般の勤務と違ひまして、特に作業の能率化、という面である程度この實際やる場合には、時間をかけても整地を早くしたいという目的で、我々当初予算にも相当の時間外勤務の予算は計上してあります。しかし執行の面におきましてこれは具体的に、またまた具体的にどこまで行かしていませんが、帳簿をつけている方のミスがあるか、あるいは本人のあれがあるかはまたわかりませんが、さきほど申し上げましたように超勤命令簿に記載されるで超勤されている状態もあるし、どういふような状態か、あるいはフルの年度の消費量とあるいは勤務時間とを比較した場合、どうもそこに辻褄があわないところもあるというようなことでもござります。しかし、あの地域の特殊性と申しましうか、一日も早く整地してあげたいとこれは時間をフルに動かして、あるいは短期間で向うの地区の区画整理が出来る

という面で相当の予算は確保して又
 という面に努力するようになっており
 ますか。 どういう先後を申し上げま
 したような事実もご報告しまして、どの
 点 貴方当局に対して、実例を引
 っけて来て申し上げてあるように
 ず。 とは どこにミスがあったか
 という点につきます。 課長、あ
 るいは、係長、全部わかっておりまして
 本当の内容までわかれば、事が追
 求はできませんでしたが、しかし
 ある程度の事実が相違する点には
 帳簿と、あるいは、事実とそれの記
 載という面で不一致の点があると
 いうことは認めております。

12番 当局にお聞きします。 只今の経工委
 員長の決定の理由について適正妥当
 であると決定しておられますか。 この
 付帯意見からみますと、その所では
 はやはり遺憾なことであります。 あるいは
 3番目についても活動がなされて
 いないことを誠に残念であると
 いうふうにうたがわれておりますが、残念
 であるところが、実はあるにもかかわらず
 適正妥当であると決定した理由に
 ついて御説明を願います。

経工委員長 今決定の理由には適正であると

いうことでございませう。妥当の点は先ほど申し上げましたように、どういふ内容が念んできておりました。又、課長、係長からどういふ帳簿は、きりした一致点が見いだせるので、妥当という言葉は抜いてないかということになります。

決算の認定すべきものかということになります。内容に数字的におりては、何んがまちがいは有りません。ただ、内容を帳簿ととれて、果してやっただかどうかというふうな、たとえば「超勤」の場合に、どういふのを請求して出されておると、しかし、とに対する証書書類が、どういふという面でおありして、とに対する不備ということになります。実際支払われている現状で、決算が上かかっていると、これに、つきましては、まちがいがなかったということになります。

議長 暫休 いたします(午前10時36分)

議長 再開 いたします(午前10時49分)

11番 決算書の1款1項、1目、才出でありますが、この中に「ブルドーザー」の保険料というものがございませう。それと同じく4項の1目の中に「借料」がございませうが、この「ブルドーザー」の所存、これは

市でございましてので当然借料をとって
 いる以上はこの保険金なんかは、この中か
 ら借料をとっているとの予算の中か、出す
 べきだ、というふうな考える訳ですが、こ
 れが何故こういうふうにしてこの特別会
 計かこの保険料を出さなくせなかなら、
 その分とどれか借料のフルドーサーにつ
 いての1日110円で、として、その1,085,254
 の内訳について、何日分であるのか。

経工課長

お答えします。保険料につきましては
 ございまして、これは市のフルドーサーは
 当然市の保険料で出すべきだ、という
 思っております。しかし、こゝで計上さ
 れているとこのフルドーサーの保険
 料は第二地区の特別会計のフルドー
 サーの保険料でございまして、今フル
 ドーサーは市に1台と特別会計が二
 地区の方に1台持っております。借上
 げの問題でございまして、これは
 市有のフルドーサーあるいは個人の
 フルドーサーも借り上げしてあります。
 リースと申しますが、1時間7ドルと
 6ドルの計算で計算されております。
 そういう計算の借り上げされて、どれに
 時間数を加えればこの数字が
 出て来るようになっております。以上。

11番

どうしますと、その節の修繕費という

	のは特別会計であるとのブルドーザーの修繕費であるのかどうかの辺りに於て。
経工委員	これは特別会計のブルドーザーでございます。
議長	外にならざるやうでありますので、委員長報告並かに質疑を終りたいと思ひますが御異議ございませんか。 (異議なしと叫ぶ)
議長	御異議ございませんので左様決定いたします。
議長	討論を省略したいと思ひますが、御異議ございませんか。 (異議なしと叫ぶ)
議長	御異議ありませんので討論を省略いたしまして表決に付します。
議長	議案第五号 一九六三年度宜野湾市土地区画整理事業才二地区特別会計入才出決算認定につきましては、本案通り認定することに御異議ございませんか。

(異議なしと叫ぶ)

議長 御異議ございませんので、左様決定
致します。

議長 次は日程第二の議案第6号、1967年度
宜野湾市土地区画整理事業 第二地区
特別会計入才出追加更正予算について
は、さきの本会議で経工常任委員会の
方に付託にありましたか報告者が参
っておりますので、土程致します。

議長 暫休憩いたします。(午前10時50分)

議長 再開 いたします。(午前10時53分)

議長 経工常任委員長の報告を求めます

経工議長 御報告申し上げます。本案件は第二地区
の追加更正予算でございまして、入才に
おきましては、ふたつ道路の事業繰越と
いうことによる現年度におきましては政
府支出金ということの組替でござい
まして、あの繰り越し事業を本年度の事
業の中に入れるという組替でございまして
雑収入の方が、戻り処分した分ととれ
か、ワルを修理として、それにスワラップ
が出たので、とれをうったというの、42-

入っているようであります。とれがすた出に
 おきましては、例のる、1道路の請負
 減ととれに補償費の増しをい
 ますか、主な予算であります。
 大体我々の審査の課程におきまして、
 先ほど御説明申し上げました様に
 全地域の補償すき量が初めの
 計画が68基あったのかあとで草に
 うすかれてわかつたて、あとで発見
 したというのか68基ありまして全地域
 で68基あるわけですか。その中で5基は
 撤去しておりますのであと63基残って
 いるわけですか。そのうちの構
 度の予算に組まれているのが更正に
 出ているのか、59基分ですか。我々
 といったしましては、何故全部をなかつた
 かと、あとの5基は何故、なかつた
 かと、いうことではあります。丁度政府
 との調整の段階におきまして、5基の
 ほうの査定基準がわかつたか
 いうことではあります。一応査定
 基準は出したものの政府にもない
 いうことで何を根拠にしたかというこ
 とであとから聞かれて那覇市のものを参
 考にして、こういう基準でやったということ
 政府と相対にうす合わせてこういう規定
 が出来たということではあります。その
 当時、政府に出す時点においては、
 あとの5基の基準が、せんせんつかめな

かったという事であります。すでにこ
 れは8.3日前 政府とも調整をすんで
 指令も出ていると聞いてあります。基の
 ほうは来年度でやりたい。ということ。我
 々と致しましては是非、これも一氣にや
 ってもかうように何か修正やろうとい
 ました。金額の問題とか、あるいは政府
 との調整ということもありません。年度初
 めで手をつけて、是非できれば、同時に
 決ってかうということも御要望申し上
 げております。以上御説明申し上げ
 まして、質疑に答えないと思っております。

議長 本案に対する質疑を許します。

議長 暫休、いたします。(午前10時56分)

議長 再開、いたします。(午前11時)

11番 この補償費の額は更正額は墳墓
 の所有者との話し合いの結果、それで
 了解した額であるか。どうか。それに
 ついて、1点、それが、評価委員会の出す
 ね、構成はどうか。どうか。それが
 その評価基準がなく、那覇市のものを
 参考にしたといいますか、どの額でど
 の位いであるのか。どの位の補償
 額になるか。どうか。それについてお

答へ願います。

議長 曹体總 いたします。(午前11時5分)

議長 再開 いたします。(午前11時30分)

経理課 評価委員の方は5名でございまして、宮本春一さん、それから安里良朝、呉屋好英、宮城真吉、北嘉定英、これだけでございまして、この5名で評価委員は任命されていようでございまして、第1回の評価委員会はおとりもたれたようになっております。4月4日にもたれたようになっております。それから墳墓の更正額についてはあくまでも評価額でありましてこれはまたもってないとうていあります。これは調整という段階で相当困難を来すんじゃないかと、ただこの評価額決めて相手方のまん場合はどうなるかという問題も出た訳でありますか。この点につきましてもどういふ件につきましても充分なる。納得がいくように話し合おうと従来 墓の地主とは話は一度もったようにございまして、初めのこの話では市が適当な土地を求めてそこにいく分、土地を提供して墓地を設定しておるといふ考えであつた。探したとうていございまして。

	<p>が どうしても見当たらないと、文書主においては我々の方が少しずつの方が買えるという面でもこれでもいいという面でも話し合いは時々もたれてはいるようでもあります。願においてのはっきりした話し合いはまだもってはいないようでございます。</p>
議長	<p>暫休憩いたします。(午前11時20分)</p>
議長	<p>再開いたします。(午前11時22分)</p>
16番	<p>先ほど経工委員長からの政府の補助金に対する従来のパーセンテージが代ったというところでございましてのでそれに関連しまして当局のですね。</p>
議長	<p>暫休憩いたします。(午前11時23分)</p>
議長	<p>再開いたします。(午前11時25分)</p>
議長	<p>他に質疑もないうございますので質疑を終り委員長報告も終りたいと思っておりますが、御異議ございませんか。</p>
議長	<p>御異議ありませんので質疑並かに委員長報告を終ります。</p>

議長 本案に対処討論を求めます。

議長 討論もたし「よう」でありますので討論を省略したいと思ひますが、御異議ありませんか。

(異議なしと叫ぶ)

議長 御異議ありませんので討論を省略いたしまして表決に付します。議案第6号 1967年度宜野湾市土地区画整理事業費ニ地区特別会計才入才出追加更正予算を表決に付します。

議長 原案通り可決することに御異議ございませんか。

議長 御異議ありませんので左様決定致します。

議長 次は日程の第3議案第¹⁵号宜野湾市の市道認定に付してを上程致します。

議長 暫休憩いたします。(午前11時26分)

議長 再開いたします。(午前11時27分)

議長 本案に対する理事者の趣旨説明

を求めます。

取役 御諾明申し上げます。本市の市道の延長とわが面積等につきましては他市町村に比べまして著しく少なく認定されておまして、今日まで認定をしなかつた主な理由は戦後新しく出来た道路は個人私有地が大分入っているのがあります。現在都市計画事業を進めておますので、区画整理に事業の進捗に伴いまして道路が整備されたものを逐次認定に行こうとこういう考え方、現在までできておまして非常に認定数が少ない訳であります。しかし、現在区画整理事業というのが早急に進捗しないという見通しもあります。とれが指導の管理という面から今後はもう少し根本的に検討するとしたときいかにという時期に到達しているんじゃないかと思っております。その場合にいろいろ私有地の問題とかどういふものも最終的な解決ということはいくらにたがうにはできませんけれども徐々にこの解決方法を考えるためには一応実態を調査するという方法で進めることにしまして、これがなるべく早急に現

在認定しております。又、それが交付
税の算定の基礎にもなります。又地
方税法の改正が近く予想されます
ので、その場合に油脂税という新しい
税目がいわゆるこの労働基準に公布
されることになる訳であります。その
ために早急に一応市道認定しま
して、これから起りますところのいろいろ
の問題につきましては逐次検討して
研究していきたいと。こういう考え方で
早急に提案してあります。市道認
定して頂きたいと思ひまして提案を
してはる訳であります。

議長 本案に対す質疑を許します。

議長 暫休憩いたします。(午前11時30分)

議長 再開いたします。(午前11時45分)

議長 議案第15号につきましては質疑の
段階で経工常任委員会の方に付託
したいと思ひますが、御異議ありませ
んか。

(異議なしと叫ぶ)

議長 御異議ありませんので経工常任
委員会の方に付託いたします。尚

時期と方法につきましては、休会中に
審査して頂きまして、次の定例会
までに報告して頂きますようお願い致
します。

議長 次、日程第4議案第1号 1966年度
宜野湾市才入才出決算認定について
並かに日程第5の議案第8号 1966年
度宜野湾市上水道特別会計才入
才出決算認定については、さきの本会議
で財政常任委員会の方に付託してあ
りましたが、審査期間の延長要求書
が参っております。一応一括上程いた
しまして、本要求書を事務局長をして
朗読せしめます。

議長 暫休憩いたします。(午前11時46分)

議長 再開いたします。(午前11時46分)
財政常任委員長の経過説明を求
めます。

財政委員長 それでは議長の許可を得まして、本
席でこの期間延長要求について御審議
をお願いする訳でございますが、コリス
トにありますように、理由も抽象的に書
いてござります。証拠帳簿や証拠
等の証拠で時間的余裕がなく言々
がコリストに記された範囲内では理由

になっております。この面について従来なかな
 他の委員会と同様に審査を完了してとし
 て審査結果を報告しなければならな
 かりでございますが、審査を始めましてどうも
 思うようにいかなり点がありました。あ
 らかじめ断っておきますが、特別会計につ
 いてでございます。そのために時間を費され
 まして、一般会計は決算書そのものもまた
 一頁さえ聞いておりません。財政委員会
 はどこで特別会計に関するきりまでの
 審査の過程において、ある判明した事
 実、その部分に対して私は発言したい
 と思っております。勿論これはきのうの
 最終委員会で全員の了解を得ており
 ます。委員長の一存ではありません。
 これもあらかじめおことわりしておきます。
 もし仮りに水道特別会計の業務処理上
 において帳簿の処理あるいはその他の
 当然な手続き行為に対して完全という
 所まではいなくとも、それに近いような
 妥当な処理がなされていたならば、財
 政委員会は特別会計に関する限り、又、
 5日もあれば皆さんに審査の完了した
 結果に基づくとこの報告ができた
 ったであろうと思っております。それが
 できなかったのは、結論から先に申し上
 げますと、汚職があったからであり
 ます。明らかな確定なる証拠に基づ
 いて不正の事実があったと、こうい

ふうに現時点においても財政委員会は断定してあります。これは水道料金、これに関する保証金といったような歳入面に関してでございますが、金額にして6,000ドル余が66'会計年度において使い込まれていったという事実を判明しております。但し、これは本会計年度におきましてやかてそれに近い額が多数の関係者から使込んだのは悪かったというふうなおやまりのもとに返戻されております。しかしながら返戻されてもどういう行為をしたという事実においては変わりはありません。その他帳簿の処理などについてどうして我々が容認し得ないような処理方法が過去何年間も続けてこられたという事実も我々は提出された帳簿その他の証拠などで確認しております。要するに66'年度特別会計の決算は現時点においてでも偽りの決算であるということを示し上げておきます。またたくさんありますが、審査の途中でありますので、こういった事情等があります。予定通り審査完了できませんでした。したがって次期定例会まで審査の結果報告を延長していただくという趣旨であります。よろしく御審議のほどを願致します。以上であります。

- 議長 只今の報告に対する質疑を許します。
- 議長 暫休憩いたします。(午前11時52分)
- 議長 再開いたします。(午後12時2分)
- 議長 議案第1号と石号につきましては委員会よりの審査延長要未通り認めたいと思ひますか。御異議ありませんか。
- (異議なしと呼ぶ)
- 議長 御異議ありませんので左様決定いたします。午前の日程はこれで終了します。午後12時30分再開致します。
- 議長 暫休憩いたします。(午後12時3分)
- 議長 再開いたします。(午後12時2分)
出席全員であります。只今から午後の会議を開きます。
- 議長 午前に引き続きまして日程第6議案第16号監査委員の選任同意についてを上程致します。一応事務局長をして朗読せしめます。
- 議長 暫休憩いたします。(午後12時2分)

議長	再開いたします。(午後8時30分)
議長	本案に対する理事者の趣旨説明を おめします。
市長	御説明申し上げます。花城清善 氏が辞任の申し出がございまして、 本日の議会に北嘉吉雄氏を推薦 申し上げます。よろしくお願 いします。
議長	本案に対する質疑を許します。
議長	暫休憩いたします。(午後8時4分)
議長	再開いたします。(午後8時50分)
議長	本案につきましては、質疑の段階で継 続審議といたします。
議長	暫休憩いたします。(午後8時51分)
議長	再開いたします。(午後8時54分)
議長	本日の日程は全部終わっていますので、 これをもちまして本日の会議はこれで 終了します。尚明日は午前10時から 再開します。これは議員懇談会

を開きたいと思ひますのでしばらくの間お願ひしたいと思います。

議長 散会いたします。(午後2時55分)